

徳島地方・家庭裁判所委員会（第9回）議事概要

1 開催日時

日時 平成20年3月11日（火）午後2時

2 開催場所

徳島地方・家庭裁判所大会議室

3 出席者

植田和俊委員，黒野功久委員，中西一宏委員，的場純男委員〔委員長〕，宮本健志委員，山本喜代子委員，和田眞委員，池松信介委員，石元康仁委員，枝川哲委員，太田善康委員，加渡いづみ委員，森田陽子委員

4 議事

(1) 開会

(2) 所長あいさつ

(3) 委員紹介等

(4) 委員長選出

- ・地裁委員会委員長に的場委員を選出
- ・家裁委員会委員長に的場委員を選出

(5) 意見交換，テーマ「裁判員制度実施に向けた準備活動の在り方について」 下記5のとおり

(6) 次回開催期日，テーマ等

- ・7月ころに地家裁合同開催予定
- ・テーマは，おって正式決定

(7) 所長あいさつ

(8) 閉会

5 意見交換について（：委員，：説明者）

要旨

：(1) DVD 上映などによる裁判員制度の概要説明

(2) 裁判員用法廷等での大型ディスプレイなどを使用した実演

(3) 徳島における準備状況説明

： 一般の人にとっては，裁判員としての守秘義務の範囲が分かりにくいという懸念があるように感じている。

： 公開の法廷で見聞きしたことや一般的な自分の感想などは秘密ではない一方，評議の場で誰がどのような意見を言ったのかなどは秘密ということになる。

： 一般の方にとっては，裁判所に行くこと自体が重苦しく感じられる上，裁判官と同じ立場で被告人を審理していくというのは，非常な不安を覚える方が大半だと思われる。そこで，今後は，そのような状況を前提にしつつも，一旦，裁判員に選任されたら，裁判に関わる以上，裁判員としての責任と自覚を持ってやっていくんだという雰囲気作りを意識した活動も必要となってくるのではないかと。

： まず，これまで裁判所に一度も行ったことがない大半の人が，緊張を強いられたまま，法廷で見聞きしたことだけで2，3日で結論を出さなければならないということは，大きなストレスになることである。したがって，裁判員が緊張して舞い上

がまま戦場である法廷に出向くことのないよう、できるだけリラックスできる雰囲気の評議室等で作っていくことが大切になってくるのではないか。そのため、先ほど見学した評議室においては、休憩時間等に音楽を流すことはできないのかもしれないが、鉢植えを3つ、4つ置いておくといった、緊張している裁判員にリラックスしてもらうための何らかの工夫が考えられるのではないか。このような配慮は、制度実施当初の半年とか一年は、特に重要になってくると思う。

なお、個人的には、評議室のテーブルも黒よりは、明るい色の方が適当だったように思う。

- : 先日の模擬裁判では、選任手続の待合室や評議室に、候補者役用にお茶やコーヒーなどの飲み物を用意して自由に飲んでいただけるようにしたほか、待合室にはリラックスしていただけるようにBGMを流したり、新聞や雑誌等を用意した。このときの対応等については、アンケートなどによるとそれなりに満足していただいたものと考えているが、今後も、模擬選任手続を実施したりして、よりリラックスしていただけるよう工夫していきたい。
- : 所属している団体で裁判員制度の説明会を聞いてからは、周りの人の参加意欲が非常に高まったという実感を持った。70歳以上の方も年齢が辞退事由にすぎないことがわかると、やる気満々という感じであった。これまでも広報活動を行ってきたということだが、今後も、説明会等の広報活動を積極的に行っていくことが重要だと思う。
- : 個人的な感想としては、素人が公正に判断できるかという点で、検察官や弁護人の行うプレゼンテーションの上手下手に引っ張られることはないのか、また、ワイドショーなどからの情報に影響されることはないのか、といったことが懸念されるように思う。そのようなことに影響されてはいけないことがわかっていても、既に裁判員になる前からワイドショーなどの影響を受けてしまっていることもあるのではないか。
- : いくら検察官や弁護人がプレゼンテーションの方法等を工夫しても、現場にいた者にしか分からない客観的な事実の迫力は大きい。作為云々ではなく、生の事実をいかにわかりやすく説明できるかということだと思う。

報道される情報と法廷で明らかにされる情報とでは、法廷の方が情報量が圧倒的に多く、また、被告人が報道されていたことと異なることを法廷で言うことは少ないことではない。その辺りの懸念は、実際に裁判員法廷が始まってみるとそれ程心配する必要はなくなるのではないか。
- : 裁判では、事実を常識や慣例又は個人の考え方などによって評価・判断していくことになると思うが、その場合、6人の裁判員それぞれが持っている常識等の違い、ギャップといったものをどのように解決していくべきなのかという問題があるように思う。例えば、被告人の犯行当時の精神状態が問題となった場合に、3日間程度の間、法の常識ではなく、個々の裁判員の持っているそれぞれの一般人としての常識によって判断を下すことが難しくなるということも考えられるのではないか。
- : 実際の裁判員裁判では、その期間内に十分審理できるように、事前に公判前整理

手続を経て、争点が整理された状態で必要な争点について審理が行われることになる。

： 実際の裁判の審理では、法律知識よりも、際限なく並んでいる事実をどのように整理し、どう評価していくのかが中心となる。6人の裁判員が同じような基準で評価できるのかということ懸念されているのだと思うが、裁判員と裁判官が議論をしていくことによって、その場合の社会通念とはどういうものかというものが出てくるのではないかとも思う。

： 裁判所の受入態勢についてであるが、今日、初めて裁判所に車で来たところ、まず、入るべき門がわからなかった。閉まっている門もあれば、中途半端に少しだけ開いている門もあり、初めて裁判所に来る者にとっては、裁判所構内に入るべき門が分かりにくいと感じた。また、裁判所の建物に入ってから、三階の会議室がどこにあるのかとても分かりにくかった。これからの準備活動では、このような点にもこれまで以上に配慮していくことが考えられるのではないか。

裁判員制度の広報活動については、実際にこれまでもよく見聞きしているところだが、将来、裁判員になるであろう、小学生、中学生、高校生などへの働きかけも一層、重要になってくるのではないか。教育委員会等と連携して、学生への働きかけをさらに強めていくことも考えられるのではないか。

裁判員は、法廷において、被告人やその家族に顔を見られてしまうことから、いくら裁判員に対する報復が罰せられるとしても、既に罰せられることを分かった上で罪を犯した被告人らであるから、裁判員が被告人らに顔を見られることに不安を感じる人は少なくないのではないか。そして、このような懸念は、徳島のような小さいところでは特に感じられるのではないか。

以上